

議会議案第 3 号

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書について

標題の議案を次のとおり、藤井寺市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

提出者	藤井寺市議会議員	伊藤 政一
同	同	山本 忠司
同	同	水谷 雄路
同	同	横山 太喜
同	同	河井 計実
同	同	國下 尊央
同	同	木 下 誇

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

再審は、無実の人が救われる最後の砦である。罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は人格を否定し、人生を破壊すると同時に法制度自体の正当性を失わせるものであり、冤罪はあってはならない。そんな中、死刑囚だった袴田巖さんに再審無罪の画期的判決を受けて、現行の刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を願う声が大きく広がっている。これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、再審開始決定に対する検察による不服申立てによって再審請求が長期化する事例が多々起きている。袴田事件についても検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化した実態がある。審理の長期化は深刻な人権侵害というべきである。再審制度については、刑事訴訟法（第4編再審、以下「再審法」という）に規定が設けられているが、再審が認められることは稀であり、冤罪被害者の救済は容易には進んでいない。その要因として、現行の刑事法の再審の規定は、大正時代の旧刑事訴訟法のままであり、再審請求手続きに関する詳細な規定が存在しないために、個々の裁判体の裁量があまりにも大きいことが指摘されている。その中でも、特に重要な課題として、再審請求手続において証拠開示規定が存在しないことである。再審請求では、無実を請求する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められているが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあり、それらは開示する義務はないとされ、無罪証明が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶たない。冤罪が続く大きな制度上の欠陥を持っている。また、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てにより審理が極めて長期化していることや再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていない課題がある。

したがって、政府におかれては、無実の可能性のある者を誤った裁判から迅速に救済するために、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

藤井寺市議会